

宝塚市公契約条例(案)の概要

目的 (第1条)

公契約に関する**基本方針**を定め、市及び受注者等の**責務を明らかに**するとともに、公契約に関する**施策の基本的な事項を定める**ことにより、**公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献**に関する取組を推進し、もって**市民福祉の増進に寄与**することを目的とする。

基本方針 (第3条)

- (1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。
- (4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

責務 (第4条・第5条)

(市の責務)

市は、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

※ 主な定義

- 公契約・・・市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入・借入れ、及び指定管理者との間で締結する公の施設の管理協定
- 受注者・・・市と公契約を締結した者
- 受注関係者・・・受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣を行う事業者
- 受注者等・・・受注者及び受注関係者
- 労働者等・・・受注者又は受注関係者に雇用され公契約に係る業務に従事する労働者、及び自らが提供する労働の対価を得るため受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

公契約に関する施策の基本事項

(1) 公契約の適正化 (第6条～第8条)

●契約方法等

- ☞ 性質・目的を踏まえた適正な契約方法を活用する。
- ☞ 計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努める。

●情報の公表

- ☞ 公契約の手續等の実施状況を広く公表する。

●不正行為等の排除

- ☞ 法令を遵守し、不正若しくは不誠実な行為の排除と未然防止を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 公契約の適正な履行と履行水準の確保 (第9条～第15条)

●契約条件

- ☞ 履行水準を確保するため適正な契約条件を設定する。

●適正な価格の算定

- ☞ 市場価格及び社会経済情勢を考慮した適正な積算根拠に基づく価格の算出。

●履行水準の確保

- ☞ 市長等 … 業務内容を確認するための必要な措置
受注者等 … 適正な履行水準の確保と市長等の確認・調査に協力

●人材の確保及び育成

- ☞ 受注者等は労働者等の雇用安定と担い手の育成に努める。

●受注者と受注関係者の契約

- ☞ 受注者は関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基いた適正な契約を行う。

●公契約の解除等

●損害賠償

(3) 労働者等の福祉の向上 (第16条～第23条)

●適正な労働条件及び労働環境の確保

- ☞ 労働関係法令の遵守の徹底、適正水準の報酬の支払い

●労働報酬下限額の検討

- ☞ 市は特定公契約について労働報酬下限額を定めることができる。

特定公契約(市が規則で定める契約)に該当する場合

●誓約

- ☞ 受注者等は労働者等の適正な労働条件の確保に関し誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

●労働者等への周知

- ☞ 適用を受ける労働者等の範囲
☞ 労働報酬下限額 など

●労働者等の申出

- ☞ 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

●立入調査等

- ☞ 市長等は、労働者等から上記の申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため、必要があるときは、受注者等に対して報告を求め、又は事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

●是正措置等

- ☞ 市長等は、上記の報告又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに必要な措置を講ずることを求めなければならない。この場合、受注者は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

●不利益取り扱いの禁止

- ☞ 受注者等は、労働者等から上記の申出があった場合、誠実に対応するとともに、当該申出をしたことを理由に、解雇など不利益な取扱いをしてはならない。

公契約に関する施策の基本事項

(4) 地域経済の活性化び地域社会への貢献（第24条～第26条）

●市内事業者への優先的な発注

- ☞ 市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。
- ☞ 受注機会の確保のため適切かつ合理的な規模の発注に努めなければならない。
- ☞ 受注者等は、資材調達先や受注関係者を選定するときは、市内事業者の活用に努めなければならない。

●市内雇用の創出

- ☞ 受注者等は公契約に係る業務で市内の雇用の創出に努めなければならない。

●社会的取組の推進

- ☞ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境、男女共同参画、災害時協力の取組等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 宝塚市公契約審議会の設置（第27条）

●公契約審議会

- ☞ 公契約における労働条件の確保等に関し必要と認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として設置する。
- ☞ 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - 労働報酬下限額の決定に関する事項
 - 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
 - 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
 - この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
 - この条例の見直しに関する事項
 - 市長が必要であると認める事項
- ☞ 審議会は5人以内の委員で構成し、知識経験者並びに事業主及び労働者等を代表する者の中から市長が委嘱する。
- ☞ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

※その他

●委任

- ☞ この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

●検討

- ☞ 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、条例の目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日(予定) 令和9年4月1日から施行する

(特定公契約については、宝塚市公契約審議会において決定します。)

☆特定公契約とは

- ・労働報酬下限額を設定する案件です。
- ・どういった種別の案件を対象とするか、また、その下限額をいくりにするのかについては、市長が宝塚市公契約審議会に諮問し、規則で定めます。
- ・対象案件については、本市の実情を踏まえ、一律に決定するのではなく、一部の案件から試行的に取り組み、その運用状況を確認しながら見直しを行っていく予定です。